

令和6年度社会福祉法人指導監査結果

令和6年度に高砂市所轄の社会福祉法人 15 法人(令和6年 4 月 1 日時点)のうち5法人の指導監査を行いました。その結果、是正又は改善を要する事項として、下記の点(※)が見受けられました。今後の法人運営の参考としてご活用ください。

※厚生労働省発出「指導監査ガイドライン」に基づいた指摘事項のみ掲載。

1 欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員がいる場合

令和 5 年度に開催された全ての評議員会を欠席している評議員があった。

【I 法人運営 3 評議員・評議員会 (1)評議員の選任 2】
(指導監査ガイドライン P.7～P.9 参照)

2 定時評議員会が、決算書類承認理事会の開催から2週間(中14日)空けずに開催している場合

定時評議員会の場合は、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定(社会福祉法第45条の32第1項)との関連から、開催日は理事会と2週間(中14日間)以上の間隔を確保することとされているが、令和5年度定時評議員会が、令和5年度第1回理事会の開催から2週間(中14日間)の間隔が確保されていなかった。

【I 法人運営 3 評議員・評議員会 (2)評議員会の招集・運営 1】
(指導監査ガイドライン P.9～10参照)

3 計算関係書類等に関して、必要な機関の承認を受けていない及び報告が行われていない場合

当該法人において、必要な計算書等を作成していない。そのため、監事の監査を受けていないことに加え、理事会並びに評議員会の承認を得ていなかった。

【I 法人運営 3 評議員・評議員会(2)評議員会の招集・運営 4】
(指導監査ガイドライン P.14参照)

4 理事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できない場合

選任された理事について、就任の意思表示があったことが確認できない者があった。

【Ⅰ 法人運営 4 理事（1）選任及び解任 1】
（指導監査ガイドライン P.15～P.16参照）

5 理事の選任手続において、理事候補者に対して欠格事由に該当しないことを確認していない場合

選任された理事について、欠格事由に該当しないことが法人において確認されていない者があった。

【Ⅰ 法人運営 4 理事（3）適格性 1】
（指導監査ガイドライン P.16～P.18参照）

6 欠席が継続しており、名目的・慣例的に選任されていると考えられる役員がいる場合

令和 5 年度に開催された理事会において、2 回以上続けて欠席している理事があった。

【Ⅰ 法人運営 4 理事（3）適格性 1】
（指導監査ガイドライン P.16～P.18参照）

7 経理規程の内容が法令又は通知に反する場合

社会福祉法第45条の13第4項において、「多額の借財」は、理事会決議事項とされているが、定款施行細則において、「設備資金の借入に係る契約は、予算の範囲内のもの」を、理事長専決事項とされていた。

【Ⅲ 管理 3 会計管理（2）規程・体制 1】
（指導監査ガイドライン P.57～P.58参照）

8 経理規程の内容が法令又は通知に反する場合

社会福祉法第45条の13第4項において、「多額の借財」は、理事会決議事項とされているが、定款細則において、「設備資金の借入に係る契約であって、予算の範囲内のもの」について、理事

長又は業務執行理事若しくは理事会において選任する理事が執行することが認められており、また、経理規程において、会計責任者が、長期の資金借入の理由及び返済計画に関する文書を作成し、理事長の承認を得ることとされていた。

【Ⅲ 管理 3 会計管理（2）規程・体制 1】
（指導監査ガイドライン P.57～P.58参照）

9 経理規程の内容が法令又は通知に反する場合

社会福祉法第45条の13第4項において、「多額の借財」は、理事会決議事項とされているが、定款細則において、「設備資金の借入に係る契約であって、予算の範囲内のもの」について、理事長又は業務執行理事若しくは理事会において選任する理事が執行することが認められていた。また、経理規程において、会計責任者が、長期の資金借入の理由及び返済計画に関する文書を作成し、理事長の承認を得ることとされていた。

【Ⅲ 管理 3 会計管理（2）規程・体制 1】
（指導監査ガイドライン P.57～P.58参照）

10 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない場合

経理規程において、固定資産の現物管理は会計責任者が行うこと、会計責任者は会計事業年度末現在の保管残高及び貸出状況を固定資産台帳に基づいて調査・確認すること、会計責任者が指名した固定資産管理担当者に調査・確認を行わせる場合は、その報告を徴しなければならないことが定められているが、定められた手続がなされていなかった。

【Ⅲ 管理 3 会計管理（2）規程・体制 1】
（指導監査ガイドライン P.57～P.58参照）

11 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない場合

経理規程において、理事長は固定資産管理責任者を任命することと定められており、固定資産管理責任者は、会計事業年度末現在の使用状況を調査・確認し、固定資産現在高報告書を作成して、会計責任者に提出すること、会計責任者は、前項の固定資産現在高報告書と固定資産台帳を照合し、必要な記録の修正を行うとともに、その結果を理事長に報告しなければならないことが定められているが、定められた手続がなされていなかった。

【Ⅲ 管理 3 会計管理 (2) 規程・体制 1】
(指導監査ガイドライン P.57～P.58 参照)

12 管理運営体制に関する経理規程等に定める手続がなされていない場合

経理規程において、「出納職員は、現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告しなければならない。」と定められているが、定められた手続がなされていなかった。

【Ⅲ 管理 3 会計管理 (2) 規程・体制 2】
(指導監査ガイドライン P.58 参照)

13 管理運営体制に関する経理規程等に定める手続がなされていない場合

経理規程において、金融機関取引使用印鑑は理事長が保管することと定められており、出納記録を職務とする者など一定の者に命ずることを禁じた上で、職員に当該印鑑の保管を命ずることが認められているが、定められた手続がなされていなかった。

【Ⅲ 管理 3 会計管理 (2) 規程・体制 2】
(指導監査ガイドライン P.58 参照)

14 積立金と同額の積立資産が計上されていない場合

経理規程において、積立金を積み立てた場合は、同額の積立資産を積み立てなければならないとされているが、積立金と積立資産の金額に差異があった。

【Ⅲ 管理 3 会計管理 (2) 規程・体制 貸借対照表】
(指導監査ガイドライン P.72～P.73 参照)

15 社会福祉充実計画が作成されていない場合

社会福祉充実計画が作成されていないことに伴い、所轄庁への提出がされておらず、その承認を受けていない。

【Ⅲ 管理 4 その他 (2) 社会福祉充実計画 1】
(指導監査ガイドライン P.79 参照)